

# 令和 8 年度宜野湾市保育士試験対策集中講座 業務委託プロポーザル募集要項

## 1. プロポーザル募集の主旨

宜野湾市は待機児童の解消に必要な保育士確保の取り組みとして、保育士資格取得を目指す者が受講できる保育士試験対策の集中講座を開設する。講座の開設にあたっては、より多くの保育士試験の合格者を輩出することができる事業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザルを実施する。

## 2. 業務の概要

- (1) 業 務 名：「令和 8 年度宜野湾市保育士試験対策集中講座業務委託」
- (2) 業務の目的：宜野湾市内の保育施設等への就労を希望し、保育士資格取得を目指す者に対し、保育士試験（通年試験）並びに沖縄県が実施する「地域限定保育士試験」対策の集中講座(科目講座は原則オンライン形式、実技試験対策講座は原則対面形式)を開設し、より多くの保育士試験の合格者を輩出することによって、保育環境の安定を図るとともに待機児童解消を目指す。
- (3) 業務内容：別紙仕様書のとおりとする。
- (4) 履行期間：契約締結日から、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

## 3. 施行上限額 4,124,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

- (1) この金額は契約締結時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないこと。
- (2) 対象経費については、別添 1「保育士試験受験者支援事業」の 4 に掲げるものとする。
- (3) 契約時期によっては、上限額を変更する可能性もある。

## 4. プロポーザルの型式

本業務は、公募型プロポーザルにより、契約候補者等を決定するものとする。

## 5. プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、宜野湾市保育士試験対策集中講座業務委託契約候補者選定委員会設置要綱に定める選定委員会が行うものとする。

## 6. 契約候補者等の決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日（4月24日）までに市に参加表明書及び企画提案書等の提出を行う。
- (2) 市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (3) 市は、選定の結果、順位が上位1位となった者を「契約候補者」とし、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次位の事業者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15. 日程及び提出書類等」とおりとする。
- (6) 参加者が1者の場合、プレゼンテーション審査から書類審査へ変更する場合もある。

## 7. 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

|        |  |
|--------|--|
| 事業所の要件 | (1) 沖縄県内に事業所本店又は支店（営業所）の事務所を置き、かつ、当該事務所に当該事業所の正規社員が常駐していること。<br>(2) 提案する業務の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。   |
| 参加資格   | (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。<br>(2) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。  |
| 参加停止措置 | 本事業の公告日から契約締結の日までの間において、宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程（昭和60年9月10日訓令第9号）に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。  |
| 業務実績   | 過去5年間において、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績がある、若しくは、本業務において十分な業務遂行能力があること。  |
| 経営の安定性 | (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託の入札前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。<br>(2) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。<br>(3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなさ |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <p>れていない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者であること。</p> <p>(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。</p> |
| 契約の相手方としての適格性 | 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。  |
| その他           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他市長が必要と認める事項</li> <li>・その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。</li> </ul>   |

## 8. 説明会

日時：令和 8 年 4 月 17 日（金）11：00～11：30

場所：宜野湾市役所内 多目的会議室 C

※参加者は事前にこども政策課へ電話連絡すること。なお、参加者数によっては実施しない場合もある。

## 9. 質疑・回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質疑のある場合は、「質問書」（様式 8）に質疑事項を記載のうえ、4 月 20 日（月）15:00（必着）までに、電子メールによりこども政策課宛てに送信すること。メールの件名は、「宜野湾市保育士試験対策集中講座業務委託に係るプロポーザルの問合せについて（会社名）」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、4 月 21 日（火）に市 HP で公表する。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質疑者からの質疑については、市は回答しないことができるものとする。

## 10. 参加申込・企画提案について

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加表明書」（様式 1）に必要事項を記入し、関係書類を添えて次のとおり、こども政策課へ提出すること。

- ① 関係書類：「法人の概要」（様式 2）  
「業務実績書」（様式 3）  
「業務の実施体制」（様式 4）  
「誓約書」（様式 5）

「滞納のない証明書」(市税、法人税、消費税及び地方消費税)

(2) 企画提案書等の作成

参加希望者は、仕様書等に基づき、考える最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、見積書(後述③)の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書の提出について

下記の項目に沿って、提案すること。

- a)開催日時(日数)…前半部●日(●時間) 後半部●日(●時間)
- b)実施計画…ア 到達目標(前半部・後半部の受講者数及び合格者数<sup>※1</sup>等)
  - イ 実施内容(カリキュラムも含めて記載すること)
  - ウ 実施方法(講座の進め方・会場の確保等)

**※受講者数の26.3%(令和6年度全国合格率)以上の合格者数を目標とする。**

- c)学習意欲を高める工夫
- d)習熟度に応じたサポート体制
- e)事業実施までの過程(準備から実施に至るまでの工程を記載すること。)

② 企画提案書

- ・A4版片面使用とし、縦書き・横書き等の記入方法については任意とする。
- ・頁数は表紙・目次を除いて20ページ以内とし、ページ番号は、表紙・目次を除き、通し番号で各ページの下部中央に印字すること。

③ 見積書及び見積内訳書

- ・金額は消費税等込みの金額を記入すること。
- ・見積内訳書については、別添1「保育士試験受験者支援事業」の4に掲げる対象経費の項目を記載し添付すること。

④ 提出部数

- ・正本1部
- ・副本8部

※様式6の「企画提案書」に関しては、正本に原本を添付し、副本はコピーで構わない。

⑤ 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加希望者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加希望者は速やかに回答するものとする。

(3) 提出期限

- ① 期日：令和8年4月24日(金) 必着
- ② 提出先：宜野湾市役所 子ども部 子ども政策課(本庁舎別館2階)

〒901-2710 宜野湾市野嵩1丁目1番1号

直接子ども政策課窓口へ持参か、書留郵便とする。

持参の場合は、9:00から17:00まで(但し、12:00から13:00まで、及び土・日曜、祝日を除く。)

に持参することとし、書留郵便の場合は、提出期限日必着のもののみを受け付けることとする。また、電子メールでの提出は不可とする。

## 11. 書類審査結果について

### (1) 書類審査

参加希望者が多数の場合は、令和8年度宜野湾市保育士試験対策集中講座業務委託契約候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の書類審査等で3者程度を選定する。選定後、「参加資格通知書」を5月1日（金）中に電子メールにて通知する。文書は、後日、郵送にて発送する。

### (2) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式7）に必要事項を記入し、5月8日（金）12:00までに、こども政策課に電子メールにて提出するものとする。

## 12. プレゼンテーション審査

予定日時：令和8年5月13日（水） 9時30分開始予定

※日程の変更もあり得る。詳細は各者に別途連絡する。

※参加者数によっては選考方法が変更になる可能性あり。（選考方法については、11.（1）書類審査の「参加資格通知書」の通知（電子メール）の際に連絡するものとする。）

場所：多目的会議室 A

時間：準備5分、説明15分、質疑10分～15分程度を予定

ア) プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

イ) 参加者の出席者は、2名以内とする。

ウ) 市はプレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

## 13. 契約候補者等の選定

(1) 契約候補者等の選定については、選定委員会にて行う。各委員が合計点の高い順に順位をつけ、順位を1位とした委員の数が最も多い事業者を契約候補者に選定し、次位の事業者を次の契約候補者に選定する。なお、1位となった事業者が複数いる場合は、各委員の合計点が最も高い事業者を契約候補者として選定し、次位の事業者を次の契約候補者として選定するが、その場合においても決まらない場合は、委員長がくじにより決する。ただし、いずれの場合においても委員人数分の総合配点の60%以上の評価を得なければ、契約候補者に選定することができない。

選定結果については、「選定結果通知書」にて通知する。

(2) 上記（1）の通知は、審査終了後、5日以内に通知する。

## 14. 契約締結に向けての協議

### (1) 仕様等の確定について

こども政策課は、契約締結に向けて契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議において、必要な範囲内において、企画提案書の項目の追加・変更、及び削除を行ったうえで、本契約の仕様に反映させることができる。次位の事業者においても同様とする。

### (2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に、企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りではない。

契約時には、契約金額の見積書、及び内訳書を提出すること。

### (3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

## 15. 日程及び提出書類等（予定）

| 日 程               | 予 定 日                                    | 備 考   |
|-------------------|--|---|
| 募集要項公表            | 4月13日（月）                                 | 市 HP 掲載 配布開始  |
| 説明会               | 4月17日（金）<br>11:00～11:30<br>会場：多目的会議室 C   |   |
| 質疑書の締切            | 4月20日（月）<br>15:00 ※必着                    | 様式 8 事業者⇒市  |
| 質疑書の回答            | 4月21日（火）                                 | HP で公表  |
| 参加表明書及び企画提案書の提出期限 | 4月24日（金）※必着                              | 必要書類<br>様式 1～様式 5<br>企画提案書提出<br>様式 6（副本はコピー可）<br>正本 1部<br>副本 8部         |
| 参加資格通知            | 5月1日（金）                                  |   |
| プレゼンテーション審査       | 5月13日（水）<br>9時30分開始予定<br><br>会場：多目的会議室 A | 評価・契約候補者決定<br>※日程の変更もあり得る。<br>※参加者が 1 者の場合、プレゼンテーション審査から書類審査へ変更する場合もある。 |

|                              |              |  |
|------------------------------|--------------|--|
| 選定結果通知                       | 5月14日(木)     | 市⇒参加者  |
| ※1 契約候補者と協議                  | 5月15日(金)     | ※1 契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次位の事業者にその旨および協議を行わないことを通知する。 |
| (予備日) 次位の事業者<br>(次の契約候補者)と協議 | 5月19日(火)     |  |
| 契約締結                         | 5月下旬(～5月26日) |  |

## 16. その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
  - ② プロポーザル募集要項に定める事項に違反した場合
  - ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
  - ④ プロポーザル募集要項に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触を図り、接触した事実が認められた場合
  - ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加希望者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし(個人情報および企画提案書の内容を除く。)、参加希望者はこのことに同意のうえ、参加申込みをすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず、市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要項に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、市が判断するものとする。

## 17. 問い合わせ先

宜野湾市役所こども政策課 担当：仲本・松田・比嘉  
電話：098-893-4488  
E-mail：Fukusi25@city.ginowan.okinawa.jp